

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		産業廃棄物処理施設に対する改善命令
根拠条例・規則名		廃棄物の処理及び清掃に関する法律
条 項		第 15 条 の 2 の 7
所 管 部 課		環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課 (電話: 048-829-1607)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	設定できません。 理由: 処分の性質上、個々の事案について個別的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定める以上に具体的な基準を定めることが困難であるため。
	設定等年月日	平成 14 年 4 月 1 日設定 平成 23 年 4 月 1 日最終改正
備 考		